

# 継続

原議保存期間	3年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿  
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 暴 発 第 1 2 1 号  
平 成 3 1 年 3 月 1 9 日  
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部  
暴 力 団 対 策 課 長

旧構造改革特別区域法及び公共サービス改革法の規定による刑事施設等の事務の一部民間委託に係る暴力団排除の推進について

構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第33号）附則第2条第1項及び第3条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「旧構造改革特別区域法」という。）及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）等の規定に基づき、刑事施設等の事務の一部を民間事業者に委託するに際しては、委託を受ける民間事業者から暴力団員等を排除する規定が整備されていることから、今般、警察庁と法務省において、新たに下記のとおり確認書を交わし、本日から運用を開始することとしたので、各都道府県警察にあっては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

また、本通達に並行して、別添のとおり法務省矯正局成人矯正課長から「旧構造改革特別区域法第11条及び第11条の2並びに公共サービス改革法第33条の3の規定に基づく刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例の運用について（通知）」（平成24年4月9日付け法務省矯成第791号）が発出されているので、参考とされたい。

なお、「構造改革特別区域法の規定による行刑施設の事務の一部を委託する登録法人から暴力団員等を排除するための規定の運用要領について」（平成17年9月29日付け警察庁丁暴発第45号）は廃止する。

## 記

### 1 刑事施設等の事務の一部民間委託の概要

旧構造改革特別区域法第11条及び第11条の2並びに公共サービス改革法第33条の3の規定に基づく刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例の運用により、刑事施設等における施設の警備その他の収容及び処遇に関する事務の一部を、一定の要件を満たす民間事業者に委託することができるとされており、これまでに旧構造改革特別区域法に基づき6施設※1、公共サービス改革法に基づき3施設※2において、施設警備、健康診断、職業訓練等の事業が民間委託されている。

※1 喜連川社会復帰促進センター及び黒羽刑務所（栃木県）、播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所（兵庫県）、島根あさひ社会復帰促進センター（島根県）、美祢社会復帰促進センター（山口県）

※2 黒羽刑務所（栃木県）、静岡刑務所（静岡県）、笠松刑務所（岐阜県）

## 2 暴力団排除に関する規定

### (1) 旧構造改革特別区域法関係

#### ア 登録欠格要件等

- (ア) 役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに、

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

に該当しないこと（旧構造改革特別区域法第11条第3項）。

- (イ) 事務の委託を受けた法人（以下「受託者」という。）は、暴力団員等を委託事務に従事させてはならないこと（同法第11条第7項）。

#### イ 登録の取消し等

- (ア) 特定刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長（以下「管轄矯正管区長」という。）は、受託者の役員が暴力団員等に該当することとなったときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて委託事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる（同法第11条第6項）。

- (イ) 特定刑事施設の長は、受託者が暴力団員等を委託事務に従事させたときは、受託者に対し、当該委託事務従事者を委託事務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる（同法第11条第5項）。

### (2) 公共サービス改革法関係

#### ア 競争入札参加資格等

- (ア) 下記のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない（公共サービス改革法第10条）。

a 暴力団員等

b 法人であって、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの

c 暴力団員等がその事業活動を支配する者

- (イ) 公共サービス実施民間事業者は、暴力団員等を特定業務※3に従事させてはならない（同法第33条の3第3項）。

※3 刑事施設等の運営に関する業務のうち、被収容者等の行動監視、施設の警備、所持品の一時保管といった業務で、当該業務を民間事業者を実施させることとしても当該刑事施設等における被収容者等の収容及び処遇に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められるものをいう。

#### イ 契約の解除等

- (ア) 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者が暴力団員等に該当し、官民競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったときは、その契約を解除することができる（同法第22条第1項）。

- (イ) 公共サービス実施民間事業者が、同法第33条の3第3項の規定に違反し、暴力団員等を特定業務に従事させたとき、法務大臣は、期間を定めて、その実施する特定業務の全部又は一部の停止を命ずることができる（同法第33条の3第4項）ほか、契約を解除することができる（同法第33条の3第6項）。

## 3 法務省との確認事項

別添「確認書」のとおり。

#### 4 都道府県警察における意見聴取、意見陳述の対応

##### (1) 旧構造改革特別区域法関係

###### ア 意見聴取

管轄矯正管区長は、委託を受けて事務を行おうとする法人から登録の申請があった場合、当該法人の役員に係る暴力団員等に関する欠格要件の有無について、当該登録の申請に係る特定刑事施設の所在地を管轄する警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長等」という。）に対し、文書（別紙1-1）により意見聴取を行う（確認書1(1)）。

既に登録を受けた法人の役員について、暴力団員等に関する欠格要件の有無に疑義が生じた場合にも、文書（別紙1-1）により意見聴取が行われる（確認書1(2)）。

受託者が委託事務に従事させようとする者に係る暴力団員等に関する欠格要件の有無については、特定刑事施設の長又は管轄矯正管区長から、警察本部長等に対し、文書（別紙1-2）により意見聴取が行われる（確認書1(3)）。

既に委託事務に従事している者について、暴力団員等に関する欠格要件に該当するおそれがある場合にも、文書（別紙1-2）により意見聴取が行われる（確認書1(4)）。

意見聴取は、文書に電磁的記録媒体（照会対象者のカナ氏名、漢字氏名、生年月日並びに性別をCSV形式により入力したもの）を添えて行われることもある。

意見聴取の窓口は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策主管課長（以下「暴力団対策主管課長」という。）とする。

###### イ 意見陳述

意見聴取を受けた警察本部長等は、必要な調査を行った上、管轄矯正管区長又は特定刑事施設の長に対し、暴力団員等に関する欠格要件の有無について文書（別紙2-1、同2-2）により回答するものとする（確認書1(1)から(4)）。

警察本部長等は、上記意見聴取を受けた場合のほか、既に登録を受けた法人の役員又は委託事務に従事している者について、暴力団員等に関する欠格要件に該当する事由が判明した場合は、管轄矯正管区長又は特定刑事施設の長に対し、文書（別紙3-1、同3-2）により意見を述べるものとする（確認書1(2)、同1(4)）。

##### (2) 公共サービス改革法関係

###### ア 意見聴取

公共サービス実施民間事業者に特定業務を実施させることとした刑事施設（以下「該当刑事施設」という。）の長又は該当刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長（複数の刑事施設における特定業務を一括して公共サービス実施民間事業者に実施させることとした場合については、該当する矯正管区の長のうち、法務省矯正局長が指定するものをいう。以下、単に「矯正管区の長」という。）は、公共サービス実施民間事業者が特定業務に従事させようとする者に係る暴力団員等に関する欠格要件の有無について、該当刑事施設の所在地を管轄する警察本部長等に対し、文書（別紙4）により意見聴取を行う（確認書2(1)）。

公共サービス実施民間事業者で既に特定業務に従事している者について、暴力団

員等に関する欠格要件に該当するおそれがある場合にも、該当刑事施設の長又は矯正管区の長から、警察本部長等に対し、文書（別紙4）により意見聴取が行われる（確認書2(2)）。

意見聴取は、文書に電磁的記録媒体（照会対象者のカナ氏名、漢字氏名、生年月日並びに性別をCSV形式により入力したもの）を添えて行われることもある。

意見聴取の窓口は、旧構造改革特別区域法における意見聴取の場合と同様に、暴力団対策主管課長とする。

#### イ 意見陳述

意見聴取を受けた警察本部長等は、必要な調査を行った上、該当刑事施設の長又は矯正管区の長に対し、暴力団員等に関する欠格要件の有無について文書（別紙5）により回答するものとする（確認書2(1)から(2)）。

警察本部長等は、上記意見聴取を受けた場合のほか、既に特定業務に従事している者について、暴力団員等に関する欠格要件に該当する事由が判明した場合は、該当刑事施設の長又は矯正管区の長に対し、文書（別紙6）により意見を述べるものとする（確認書2(2)）。

#### ウ 参考（公共サービス実施民間事業者の役員等に関する意見聴取等）

公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託につき、官民競争入札参加者又は公共サービス実施民間事業者の役員等に係る暴力団排除条項該当性についての意見聴取及び意見陳述は、内閣府官民競争入札等監理委員会事務局（以下「事務局」という。）を経由して、法務省矯正局成人矯正課長と警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長（以下「警察庁暴力団対策課長」という。）との間で行うこととなっている。

### 5 留意事項

#### (1) 刑事施設等の長との連携

警察本部長等は、委託を受けた民間事業者から暴力団員等を排除するため、刑事施設等の長と相互の連携を図ること。

#### (2) 不適格事業者排除の推進

警察本部長等は、本業務の特殊性に鑑み、刑事施設等の長からの意見聴取に対しては、迅速かつ的確に対応することはもとより、あらゆる活動を通じて不適格事業者等の把握に努め、刑事施設等の長への通知を的確に行い、その排除を徹底すること。

また、公共サービス実施民間事業者の役員等に係る暴力団員等に関する欠格要件該当性の意見聴取及び意見陳述は、全て当課が窓口となり、事務局を経由して法務省との間で行うことから、欠格要件に該当する役員等を把握したときは、速やかに当課まで報告すること。

#### (3) 排除対象の範囲の確認

旧構造改革特別区域法及び公共サービス改革法において定められた排除対象者に加え、警察庁暴力団対策課長と法務省大臣官房会計課長との間で交わされた「法務省の発注に係る物品・役務等契約からの暴力団排除の推進に関する合意書」（平成23年6月30日付け警察庁丁暴発第143号、法務省会第1387号）に基づき、法務省が行うあらゆる公共事業等からは、密接交際者を含む暴力団関係者を排除する枠組みが構築され

ていることから、意見陳述の際は、排除対象の範囲について確認を徹底すること。

(4) 保護措置

警察本部長等は、刑事施設等の長から要請又は相談を受理した場合は、刑事施設等の長と連携の上、関係職員の保護等必要な措置を講ずること。

(5) 情報管理の徹底

警察本部長等と刑事施設等の長との間で行われる書類又は電磁的記録媒体の送付は、原則として手交により行うこととするが、遠隔地であるなど手交により難しい特段の事情がある場合は、警察本部長等と刑事施設等の長が協議の上、郵便書留による送付を行うことができる。

いずれの場合においても、送付する書類及び電磁的記録媒体の紛失、誤配達の防止、外部への漏洩の防止その他の情報の管理について、万全を期すこと。

(6) その他

確認書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁及び法務省において、その都度協議の上、決定することとしているので、警察本部長等にあつては、かかる事項が存する場合は、警察庁宛て報告すること。

本件担当者

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課

暴排担当 多田 警視 800-4551

藤井 警部 800-4559

【継続措置状況】

初回発出日：平成24年4月9日

(有効期間：平成31年3月31日)

○管総第 号  
平成 年 月 日

警視総監又は  
道府県警察本部長 殿

○○矯正管区長

旧構造改革特別区域法第11条第1項の登録の申請者（又は登録を受けた法人）  
に関する意見聴取について

平成24年4月9日付け警察庁丁暴発第126号・法務省矯成第790号確認書に基づき、別紙の者に関する旧構造改革特別区域法第11条第3項第3号ハに該当する事由の有無について、意見を聴取します。

○管総第 号  
平成 年 月 日

警視総監又は  
道府県警察本部長 殿

○○矯正管区長又は  
○○刑務所長

旧構造改革特別区域法第11条第4項に規定する委託事務に従事する者に関する  
意見聴取について

平成24年4月9日付け警察庁丁暴発第126号・法務省矯成第790号確認書に基づき、別紙の者に関する旧構造改革特別区域法第11条第3項第3号ハに該当する事由の有無について、意見を聴取します。

〇〇〇〇第 号  
平成 年 月 日

〇〇矯正管区長 殿

警 視 総 監 又 は  
道 府 県 警 察 本 部 長

旧構造改革特別区域法第11条第1項の登録の申請者（又は登録を受けた法人）  
に関する意見について

<該当する事由がない場合>

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇発第〇〇号により意見聴取を受けた件については、  
旧構造改革特別区域法第11条第3項第3号ハに該当する事由があるとは認められま  
せん。

<該当する事由がある場合>

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇発第〇〇号により意見聴取を受けた件については、  
下記のとおり意見を提出します。

記

登録の申請者（又は登録を受けた法人）である〇〇〇〇については、旧構造改革特  
別区域法第11条第3項第3号ハに該当する事由があると認められる。



〇〇〇〇第 号  
平成 年 月 日

〇〇矯正管区長又は  
〇〇刑務所長 殿

警視総監又は  
道府県警察本部長

旧構造改革特別区域法第11条第4項に規定する委託事務に従事する者に関する意見について

<該当する事由がない場合>

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇発第〇〇号により意見聴取を受けた件については、旧構造改革特別区域法第11条第3項第3号ハに該当する事由があるとは認められません。

<該当する事由がある場合>

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇発第〇〇号により意見聴取を受けた件については、下記のとおり意見を提出します。

記

委託事務に従事する者である〇〇〇〇については、旧構造改革特別区域法第11条第3項第3号ハに該当する事由があると認められる。

〇〇〇〇第 号  
平成 年 月 日

〇〇矯正管区長 殿

警 視 総 監 又 は  
道 府 県 警 察 本 部 長

旧構造改革特別区域法第 1 1 条第 1 項の登録を受けた法人に関する意見について

平成 2 4 年 4 月 9 日付け警察庁丁暴発第 1 2 6 号・法務省矯成第 7 9 0 号確認書に基づき、旧構造改革特別区域法第 1 1 条第 1 項の登録を受けた法人について、下記のとおり意見を提出します。

記

下記法人については、旧構造改革特別区域法第 1 1 条第 3 項第 3 号ハに該当する事由があると認められる。

- 1 法人の名称
- 2 法人の主たる事務所の所在地
- 3 法人の代表者

〇〇〇〇第 号  
平成 年 月 日

〇〇矯正管区長又は  
〇〇刑務所長 殿

警視総監又は  
道府県警察本部長

旧構造改革特別区域法第11条第4項に規定する委託事務に従事する者に関する意見について

平成24年4月9日付け警察庁丁暴発第126号・法務省矯成第790号確認書に基づき、旧構造改革特別区域法第11条第4項に規定する委託事務に従事する者について、下記のとおり意見を提出します。

記

下記の者については、旧構造改革特別区域法第11条第3項第3号ハに該当する事由があると認められる。

- 1 従事者氏名・生年月日
- 2 従事先刑事施設等の名称

○管総第 号  
平成 年 月 日

警視総監又は  
道府県警察本部長 殿

○○矯正管区長又は  
○○刑務所長

公共サービス改革法第33条の3第1項に規定する特定業務に従事する者に関する意見聴取について

平成24年4月9日付け警察庁丁暴発第126号・法務省矯成第790号確認書に基づき、別紙の者に関する公共サービス改革法第10条第4号に該当する事由の有無について、意見を聴取します。

〇〇〇〇第 号  
平成 年 月 日

〇〇矯正管区長又は  
〇〇刑務所長 殿

警視総監又は  
道府県警察本部長

公共サービス改革法第33条の3第1項に規定する特定業務に従事する者に関する意見について

<該当する事由がない場合>

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇発第〇〇号により意見聴取を受けた件については、公共サービス改革法第10条第4号に該当する事由があるとは認められません。

<該当する事由がある場合>

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇発第〇〇号により意見聴取を受けた件については、下記のとおり意見を提出します。

記

特定業務に従事する者である〇〇〇〇については、公共サービス改革法第10条第4号に該当する事由があると認められる。

〇〇〇〇第 号  
平成 年 月 日

〇〇矯正管区長又は  
〇〇刑務所長 殿

警視総監又は  
道府県警察本部長

公共サービス改革法第33条の3第1項に規定する特定業務に従事する者に関する意見について

平成24年4月9日付け警察庁丁暴発第126号・法務省矯成第790号確認書に基づき、公共サービス改革法第33条の3第1項に規定する特定業務に従事する者について、下記のとおり意見を提出します。

記

下記の者については、公共サービス改革法第10条第4号に該当する事由があると認められる。

- 1 従事者氏名・生年月日
- 2 従事先刑事施設等の名称

## 確 認 書

警察庁丁暴発第126号  
法務省矯成第790号  
平成24年4月9日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

露 木 康 浩

法務省矯正局成人矯正課長

大 橋 哲

旧構造改革特別区域法等の規定に基づき、警察庁と法務省は、下記のとおり了解する。

なお、本確認書において使用する用語は、旧構造改革特別区域法及び公共サービス改革法で使用する用語の例によるものとする。

また、平成17年9月29日付け警察庁丁暴発第44号・法務省矯総発第6955号警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長・法務省大臣官房参事官（矯正担当）確認書は廃止する。

### 記

#### 1 旧構造改革特別区域法関係

- (1) 管轄矯正管区長は、構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第33号)附則第2条第1項及び第3条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の構造改革特別区域法(平成14年法律第189号。以下「旧構造改革特別区域法」という。)第11条第1項の登録をしようとするときは、同条第3項第3号ハに該当する事由の有無について、当該登録の申請に係る特定刑事施設の所在地を管轄する警視総監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長等」という。)の意見を聴くものとする。

また、警察本部長等が、同号ハに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、管轄矯正管区長が適切な措置をとることが必要であ

ると認めてその旨の意見を述べた場合には、管轄矯正管区長は、同条第3項の規定に基づき、登録を拒否するものとする。

- (2) 管轄矯正管区長は、現に旧構造改革特別区域法第11条第1項の登録を受けた法人に係る同条第3項第3号ハに該当する事由の有無について疑義が生じたときは、警察本部長等の意見を聴くものとする。

また、警察本部長等が、同号ハに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、管轄矯正管区長が適切な措置をとることが必要であると認めてその旨の意見を述べた場合には、管轄矯正管区長は、同条第6項の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて委託事務の全部若しくは一部の停止を命ずるものとする。

- (3) 特定刑事施設の長及び管轄矯正管区長は、受託者が委託事務に従事させようとする者に係る旧構造改革特別区域法第11条第3項第3号ハに該当する事由の有無について、警察本部長等の意見を聴くものとする。

また、警察本部長等が、同号ハに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、特定刑事施設の長又は管轄矯正管区長が適切な措置をとることが必要であると認めてその旨の意見を述べた場合には、特定刑事施設の長又は管轄矯正管区長は、受託者に対し、同条第5項の規定に基づき必要な措置をとるべきことを指示し、又は同条第6項の規定に基づき同条第1項の登録を取り消し、又は期間を定めて委託事務の全部若しくは一部の停止を命ずるものとする。

- (4) 特定刑事施設の長及び管轄矯正管区長は、旧構造改革特別区域法第11条第7項（同条第3項第3号ハに係るものに限る。）の規定に違反するため、受託者に対し、同条第5項の規定に基づき必要な措置をとるべきことを指示するとき及び同条第6項の規定に基づき同条第1項の登録を取り消し、又は委託事務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、警察本部長等の意見を聴くものとする。

また、警察本部長等が、同条第3項第3号ハに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、特定刑事施設の長又は管轄矯正管区長が適切な措置をとることが必要であると認めてその旨の意見を述べた場合には、特定刑事施設の長又は管轄矯正管区長は、受託者に対し、同条第5項の規定に基づき必要な措置をとるべきことを指示し、又は同条第6項の規定に基づき同条第1項の登録を取り消し、又は委託事務の全部若しくは一部の停止を命ずるものとする。

- (5) 旧構造改革特別区域法第11条の3第3項第3号の「役員」には、法人の事業活動を支配する暴力団員等が含まれるものであること。

- (6) 特定刑事施設の長及び管轄矯正管区長は、警察本部長等の意見を聴くと



きは、警察庁が指定した様式の電磁的記録媒体又は書面を用いること。

## 2 公共サービス改革法関係

- (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）第33条の3第1項に規定する特定業務を、同法第2条第8項に規定する公共サービス実施民間事業者を実施させることとした刑事施設（以下「該当刑事施設」という。）の長又は該当刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長（複数の矯正管区の刑事施設における特定業務を一括して公共サービス実施民間事業者を実施させることとしたときは、該当する矯正管区の長のうち、法務省矯正局長が指定するものとする。）は、公共サービス実施民間事業者が特定業務に従事させようとする者に係る同法第10条第4号に該当する事由の有無について、該当刑事施設の所在地を管轄する警察本部長等の意見を聴くものとする。

また、警察本部長等が、同号に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、同法第33条の3第4項又は同条第6項の規定に基づき適切な措置をとることが必要であると認めてその旨の意見を述べた場合には、該当刑事施設の長又は矯正管区の長は、直ちにその旨を法務大臣に報告すること。

- (2) 該当刑事施設の長及び矯正管区の長は、公共サービス実施民間事業者が公共サービス改革法第33条の3第3項（同法第10条第4号に係るものに限る。）の規定に違反するため、同条第4項の規定に基づき期間を定めて、その実施する特定業務の全部又は一部の停止を命じ、又は同条第6項の規定に基づき同法第20条第1項の契約を解除することが適当であると認めるときは、警察本部長等の意見を聴くものとする。

また、警察本部長等が、同法第10条第4号に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、同法第33条の3第4項又は同条第6項の規定に基づき適切な措置をとることが必要であると認めてその旨の意見を述べた場合には、該当刑事施設の長又は矯正管区の長は、直ちにその旨を法務大臣に報告すること。

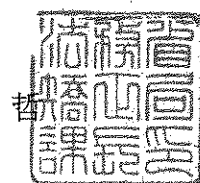
- (3) 該当刑事施設の長及び矯正管区の長は、警察本部長等の意見を聴くときは、警察庁が指定した様式の電磁的記録媒体又は書面を用いること。



法務省矯成第791号  
平成24年4月9日

矯正管区長 殿  
刑事施設の長 殿  
矯正研修所長 殿 (参考)

法務省矯正局成人矯正課長 大橋



旧構造改革特別区域法第11条及び第11条の2並びに公共サービス改革法第33条の3の規定に基づく刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例の運用について (通知)

構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律 (平成21年法律第33号) 附則第2条第1項及び第3条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の構造改革特別区域法 (平成14年法律第189号。以下「旧構造改革特別区域法」という。) 第11条及び第11条の2並びに競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 (平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。) 第33条の3の規定に基づく刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例の運用に当たっては、下記に十分留意の上、その事務処理に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知において使用する用語は、旧構造改革特別区域法及び公共サービス改革法で使用する用語の例によるものとします。

また、本通知については、内閣官房地域活性化統合事務局、内閣府公共サービス改革推進室、警察庁刑事局組織犯罪対策部、財務省主税局及び厚生労働省医政局と協議済みです。

おって、平成17年9月29日付け法務省矯総第6956号法務省大臣官房参事官 (矯正担当) 通知「構造改革特別区域法第11条及び第11条の2の規定に基づく監獄法等の特例の運用について」及び平成18年5月19日付け法務省矯総第3204号法務省大臣官房参事官 (矯正担当) 通知「構造改革特別区域法第11条第1項第10号の政令で定める事務について」は廃止します。

## 記

### 1 旧構造改革特別区域法第11条による事務の民間委託

#### (1) 登録の申請

##### ① 申請書の記載

ア 申請は、別紙1の申請書によること。

イ 法務省関係構造改革特別区域法施行規則を廃止する省令 (平成21年法務省令

第27号) 附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同省令による廃止前の法務省関係構造改革特別区域法施行規則(平成15年法務省令第22号。以下「旧規則」という。)第2条第1項第4号の「事務の範囲」については、旧構造改革特別区域法第11条第1項第1号の事務にあつては、「被収容者の着衣及び所持品の検査」、「健康診断」又は「写真の撮影及び指紋の採取」に、同項第4号の事務にあつては、「被収容者の着衣、所持品及び居室の検査」又は「健康診断」にそれぞれ限定して記載することができるものであること。具体的な申請書の記載方法については、後述する登録通知書の記載の例によるものとする。

ウ 旧構造改革特別区域法第11条第3項第3号の「役員」には、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含むものであること。

## ② 申請書の提出方法

申請書の提出方法は、持参又は郵送によることとし、電子情報処理組織による申請の対象とはしていないこと。

## ③ 受付台帳

ア 登録の申請を受け付けたときは、別紙2の台帳に記載すること。

イ 台帳は10年間保存すること。

## ④ その他

ア 事務の範囲を追加する場合には、追加する事務について改めて登録の申請を行うものであること。

イ 旧規則第2条第1項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があった場合(合併又は分割による場合も含む。)には、証明する書類を添付の上届出を求めること。

## (2) 知識及び能力並びに経理的基礎の判断

### ① 知識及び能力

ア 定款又は寄付行為において申請に係る事務を事業として営むことが目的とされていること。

イ 旧構造改革特別区域法第11条第1項第1号及び第4号の「健康診断」については、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第44条の規定による定期健康診断を事業者から受託して行った実績があること。

ウ 旧構造改革特別区域法第11条第1項第1号の「被収容者の着衣及び所持品の検査」、同項第3号の事務、同項第4号の「被収容者の着衣、所持品及び居室の検査」及び同項第8号の事務(以下「警備事務等」という。)については、警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の認定を受け、機械警備業務及び施設

警備業務を行う者であり、かつ、警備員を1,000名以上雇用し、これらの者のうちに、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）の規定による施設警備業務第1級の検定に合格した者があること。ただし、警備事務等について登録を受けようとする者が、警備業法第4条の認定を受け、機械警備業務及び施設警備業務を行う者であり、かつ、警備員を1,000名以上雇用し、これらの者のうちに、検定規則の規定による施設警備業務第1級の検定に合格した者がある会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。）の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第19号に規定する関連会社をいう。）である場合は、当該登録を受けようとする者の登録に当たっての「警備業法第4条の認定を受け、機械警備業務及び施設警備業務を行う者であり、かつ、警備員を1,000名以上雇用し、これらの者のうちに、検定規則の規定による施設警備業務第1級の検定に合格した者があること」とある条件は「警備業法第4条の認定を受け、施設警備業務を行う者であり、かつ、雇用している警備員のうちに検定規則の規定による施設警備業務第1級又は第2級の検定に合格した者があること」とする。

エ 旧構造改革特別区域法第11条第1項第2号、第5号から第7号まで、第9号及び第10号の事務については、役員、職員その他の法人の事務に従事する者のうちに、当該各号の事務を適正かつ確実に遂行するに足りる専門的知識及び技術又は経験を有する者があること。

## ② 経理的基礎

ア 旧構造改革特別区域法第11条第3項第1号の「経理的基礎」については、旧規則第2条第2項第2号の規定により申請書に添付された貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書の写し及び納税証明書）の内容を審査し、事務を適正かつ確実に遂行するに足りるものか否かを判断すること。

イ 直前3年の各事業年度において、債務超過の状態が2年間継続し、又は3年間連続して経常損失を生じている場合には、事務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的基礎を有しないと判断して差し支えないこと。

なお、高額の設定投資を行った後にあつては、これに係る償却負担が損益上発生することとなることから、減価償却率に応じた利益の減少などを勘案して判断して差し支えないこと。

## ③ その他

刑事施設の整備・運営事業に係る選定事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業をいう。）を実施するため、同法第7条第1項の規定により選定された者が当該特定事業の全部又は一部を実施するために設立した特別目的会社について

は、事務を適正かつ確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有すると判断して差し支えないこと。

(3) 欠格要件の判断

① 成年被後見人，被保佐人又は破産者に関する欠格要件

ア 管轄矯正管区長は，旧構造改革特別区域法第11条第3項第3号イに該当する事由の有無について，旧規則第2条第2項第3号の規定に基づき添付された登記簿をもって確認すること。

イ 旧構造改革特別区域法第11条第3項第3号の「役員」のうち，登記簿をもって確認することができない者については，必要に応じて，申請者から後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する「登記事項証明書」の提出を求めるほか，当該者の本籍地の市町村あて照会を行い，犯罪人名簿に基づく証明（刑罰等調書）を求めるなどして該当する事由の有無について確認すること。

ウ 旧構造改革特別区域法第11条第7項（同条第3項第3号イに係るものに限る。）に該当する事項の有無の確認については，特定刑事施設の長及び管轄矯正管区長に対し，受託者をして，同号イに該当する者を委託事務に従事させない旨の誓約書を提出させることで足りるものとする。

② 刑罰に関する欠格要件

ア 管轄矯正管区長は，旧構造改革特別区域法第11条第3項第3号ロに該当する事由の有無について，同号の「役員」の本籍地の市町村あて照会を行い，犯罪人名簿に基づく証明（刑罰等調書）を求めるなどして確認すること。

イ 特定刑事施設の長及び管轄矯正管区長は，旧構造改革特別区域法第11条第7項（同条第3項第3号ロに係るものに限る。）に該当する事項の有無について，同条第5項の「委託事務従事者」の本籍地の市町村あて照会を行い，犯罪人名簿に基づく証明（刑罰等調書）を求めるなどして確認すること。

③ 暴力団員等に関する欠格要件

ア 管轄矯正管区長は，旧構造改革特別区域法第11条第3項第3号ハに該当する事由の有無について，同法第11条第1項の登録の申請に係る特定刑事施設の所在地を管轄する警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長等」という。）の意見を聴取すること。

イ 警察本部長等への意見聴取は，別紙3-1の文書に，登録申請書の写し並びに次に掲げる事項をCSV形式により記録した磁気ディスク又は当該事項を記載した書面を添付することにより行うこと。

(ア) 役員の氏名（カナ）

(イ) 役員の氏名（漢字）

(ウ) 生年月日

(エ) 性別

※ 氏名 (カナ) : 半角。姓と名との間も半角 1 マス空けること。  
氏名 (漢字) : 全角。姓と名との間も全角 1 マス空けること。  
生 年 月 日 : 半角で、大正はT, 昭和はS, 平成はHとし、数字は 2 桁半角  
とすること。

性 別 : 半角で、男性はM, 女性はFとすること。

氏名 (カナ), 氏名 (漢字), 元号, 年, 月, 日及び性別の間をカンマ (,) で区切ること。

(例) 矯正太郎 : 昭和 4 0 年 1 月 1 0 日生まれ

「キョウセイタロウ, 矯正口太郎, S, 46, 01, 10, M」

ウ 警察本部長等からは、該当する事由の有無について、別紙 4 - 1 の文書で意見が陳述されること。

なお、警察本部長等が、同号ハに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、管轄矯正管区長が適切な措置をとることが必要であると認めて、別紙 4 - 2 の文書で意見を述べた場合には、同条第 1 項の規定による登録を拒否すること。

エ アないしウについては、旧構造改革特別区域法第 1 1 条第 7 項 (同条第 3 項第 3 号ハに係るものに限る。) の規定に違反するため、同条第 5 項の規定により受託者に対し、必要な措置をとるべきことを指示し、又は同条第 6 項の規定により登録を取り消し、又は委託事務の全部又は一部の停止を命ずるときに行う、警察本部長等の意見聴取について準用する。

この場合において、「管轄矯正管区長」を「特定刑事施設の長及び管轄矯正管区長」に、「別紙 3 - 1」を「別紙 3 - 2」に、「登録申請書の写し並びに次に掲げる事項を CSV 形式により記録した磁気ディスク又は当該事項を記載した書面」を「次に掲げる事項を CSV 形式により記録した磁気ディスク又は当該事項を記載した書面」に、「役員」を「役員又は委託事務従事者」に、「別紙 4 - 1」を「別紙 4 - 3」に、「別紙 4 - 2」を「別紙 4 - 4」に、「同条第 1 項の規定による登録を拒否すること。」を「同条第 5 項の規定により受託者に対し、必要な措置をとるべきことを指示し、又は同条第 6 項の規定により登録を取り消し、又は委託事務の全部若しくは一部の停止を命ずるものとする。」に読み替えるものとする。

#### (4) 登録免許税の収受

##### ① 領収証書の貼付

ア 構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律 (平成 2 1 年法律第 3 3 号。以下「改正法」という。) 附則第 6 条の規定によりなおその効力を有するものとされる同附則第 5 条の規定による改正前の登録免許税法 (昭和 4 2 年法律第 3 5 号) 別表第 1 第 6 2 号の規定により登録を申請する法人は、登録免許税を納める義務があること。

イ 旧規則第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項に変更があった場合 (合併又は分割による場合も含む。) には、新たに登録の申請を行う必要はないため、登

録免許税は課されないものであること。

ウ 事務の範囲を追加するため、追加する事務について改めて登録の申請を行う場合には改めて登録免許税が課されるものであること。

エ 日本銀行歳入代理店（銀行や郵便局）又は納税地を所轄する税務署に登録免許税相当額（150,000円）を現金で納付し、その納付の際に発行される領収証書を別紙1の申請書に貼り付けるものであること（登録免許税法第21条関係）。

なお、印紙納付は認められていないこと（登録免許税法第22条関係）。

オ 登録免許税の納付書の税務署欄は、次によるものであること（登録免許税法第8条関係）。

札幌矯正管区： 札幌北税務署

仙台矯正管区： 仙台中税務署

東京矯正管区： 浦和税務署

名古屋矯正管区： 名古屋東税務署

大阪矯正管区： 東税務署

広島矯正管区： 広島東税務署

高松矯正管区： 高松税務署

福岡矯正管区： 香椎税務署

カ 領収証書について、領収日付印の有無、納税者、税務署名、税目及び納付額の確認を行うこと（登録免許税法第25条関係）。

キ 登録を拒否する処分をしたとき又は登録の申請の取下げがあったときは、遅滞なく、別紙5の還付通知書により、申請者の主たる事務所の所在地を管轄する税務署長あて通知すること（登録免許税法第31条第1項関係）。

ク 毎年4月末日までに登録免許税の納付状況について、法務省矯正局長あて報告すること（登録免許税法第32条関係）。

## (5) 登録

### ① 登録通知書

ア 旧構造改革特別区域法第11条第1項の規定により登録をした場合は、別紙6の通知書を速やかに交付すること。

イ 旧構造改革特別区域法第11条第1項第1号の事務にあつては、「被収容者の着衣及び所持品の検査」、「健康診断」又は「写真の撮影及び指紋の採取」に、同項第4号の事務にあつては、「被収容者の着衣、所持品及び居室の検査」又は「健康診断」にそれぞれ限定して登録できることとし、登録通知書の「事務の範囲」の記載については、次の例によること。

(ア) 第1号及び第4号の事務のうち健康診断のみを登録する場合

「第1号（健康診断に限る。）及び第4号（健康診断に限る。）」

(イ) 第1号及び第4号の事務のうち健康診断を除くもの、第3号並びに第8号の事務を登録する場合

「第1号（健康診断を除く。）、第3号、第4号（健康診断を除く。）及び第8号」

(ウ) 第2号の事務を登録する場合

「第2号」

(エ) 第1号から第9号までの事務を登録する場合

「第1号, 第2号, 第3号, 第4号, 第5号, 第6号, 第7号, 第8号及び第9号」

(オ) 第10号の事務を登録する場合

「施行令第1号」又は「施行令第2号」

## ② 登録台帳

ア 登録の審査, 登録法人の処分, 指導等の管理に資するため, 次の事項を記載した別紙2の台帳を作成し, 10年間保存すること。

(ア) 登録番号

(イ) 登録法人の名称

(ウ) 主たる事務所の所在地

(エ) 電話番号

(オ) 登録年月日

(カ) 事務を行おうとする事務所及び事業場の名称

(キ) 事務を行おうとする事務所及び事業場の所在地

(ク) 事務の範囲

(ケ) 行政処分の状況

イ 四半期ごとにCSV形式により記録したファイルを更新し, 矯正局成人矯正課官民協働企画係あて送付すること。なお, 上記アに掲げる事項の記載は次によること。

(ア) : 半角3桁とすること。

(イ) : 全角とし, 「株式会社」の記載は省略すること。

(例) 株式会社矯正警備

「矯正警備」

(ウ) : 全角とし, 都道府県から記載すること。

(例) 東京都千代田区霞が関一丁目1番地

「東京都千代田区霞が関1-1」

(エ) : 半角とすること。

(例) 「03-3580-4111」

(オ) : 半角で, 平成はHとし, 数字は2桁半角とすること。

(カ) : 全角とすること。

(キ) : 全角とし, 都道府県から記載すること。

(ク) : 旧構造改革特別区域法第11条第1項各号の番号を記載すること。半角とし, 各番号の間をカンマ(,)で区切ること。

(例) 「1,3,4,8」

(ケ) : 取消処分があった場合には, その年月日を記載すること。半角で, 平成はHとし, 数字は2桁半角とすること。















































